

2-30-08

国王尚敬の、接貢のため存留通事蔡功熙等に付した執照

(乾隆十四《一七四九》、十一、八)

琉球国中山王尚(敬)、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、乾隆十三年冬、特に耳目官向永成・正議大夫鄭秉哲等を遣わし、表文・方物を齎捧し、官伴・水梢を率領し、船二隻に駕して閩に来たる。已^{すで}經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。進京の官伴及び存留の官伴を除くの外、所有の兩船の員役は、本年八月内に帰国す。今、旧例に遵い、特に都通事阮大鼎等を遣わし、官伴・水梢共に八十一員名を率領し、海船一隻に坐駕して福建に前來す。恭しく勅書併びに欽賜の物件、及び京より回^{かえ}る貢使向永成・鄭秉哲、存留官蔡光祖等を接^{むか}う。

所抛の差去せる員役は、並^たえて文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給發し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第五十三号の半印勘合執照を給し、存留通事蔡功熙等に附して収執して前去せしむ。如^もし経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

都通事一員 阮大鼎 跟伴四名

使者二員 向克類 跟伴八名
楊善積

存留通事一員 蔡功熙 跟伴六名

管船夥長・直庫二名 毛廷秀 陳得安

水梢共に五十七名

右の執照は存留通事蔡功熙等に附し、此れを准ず

乾隆十四年(一七四九)十一月初八日

2-30-09

国王尚敬より福建布政使司あて、中国の難民吳永盛等の救助・送還について知らせるむねの咨

(乾隆十四《一七四九》、十二、十四)

琉球国中山王尚(敬)、部文の奉旨の事理を恪遵し、飄風の難民を解送し、以て原籍に還らしめん事の為にす。

敝国山北府地方官の報に抛るに称すらく、本年十一月二十三日、海船一隻飄来し、礁に衝りて船身破壊す。急ぎ小船数隻を發して人命を扶救す。其の船戸吳永盛等の口称するに、永盛等は福建省福州府閩県の商人に係る。共計二十八名なり。寧字四百九十七号船に坐駕し、本年三月初一日に台湾に在りて紅糖を装載し、前^{すす}みて上海県に到りて貿易せんとす。十一月十五日、放洋して回